

[査読論文]

地方自治体における産業振興施策の 展開と企業の活性化*

—尼崎市における総合計画と企業立地促進施策を中心に—

関 智 宏[†]
梅 村 仁^{††}

目 次

- I. 地方自治体と産業振興施策
- II. 産業振興施策の体系的展開—総合計画を中心に—
 1. 産業振興施策の展開—1945～1971年—
 2. 総合計画に基づく産業振興施策の展開—1971～2003年—
- III. 産業振興施策の具体的展開—企業立地促進施策（2003年～）を中心に—
 1. 産業振興施策の取組
 2. 新たな活性化施策への取組—企業立地促進施策—
 3. 産業集積地域と基盤整備
- IV. 産業振興施策の展望と課題—結びに代えて—

I. 地方自治体と産業振興施策

本稿では、地方自治体における産業振興施策の展開について整理し、とくに製造業に属する中小ものづくり企業の活性化に果たす産業振興施策の役割について考察することを目的としている。

日本における産業振興には、中小企業が多大な役割を果たしている。日本における中小企業の比率は世界の中でみても高く、企業数の約99.7%を占めている。雇用でも約70%の労働者が中小企業において従事している。また多くが存立する地域に本社を置き、地域に根ざした経営を展開している。このように中小企業は、日本においては産業振興の中核的役割を担っており、また、日本経済はもちろんのこと地域経済

の基盤でもあり、地域経済の発展のためにはなくてはならない存在となっている。

中小企業は規模が小さいゆえに、大企業と比べて意思決定が早いことから、顧客ニーズの変化や多様化に迅速に対応できると評価される。しかしながら、その反面、中小企業は規模が小さいゆえに、ヒト・モノ・カネといった経営資源で大企業と比べて制約があり、迅速な意思決定とは裏腹に、経営環境の変化に対応できないといった課題もある。それゆえ、中小企業が存続していくうえでは、中小企業自らの自助努力はもちろんであるが、それと合わせたかたちで中小企業が存続可能となりうるような政策的な支援が必要となる場合がある。

日本においては、中小企業の支援施策には多様なメニューが用意されている（関 [2004], SEKI [2008]）。これら多様な施策の方向性を決定づけているのが中小企業基本法である。中小企業基本法は1963年に制定され、1999年に抜本的な改定が行われたが、基本法のなかには、中小企業支援施策の方向性が記載されているだけでなく、地方自治体の役割についても述べられている。1963年に制定された中小企業基本法（旧基本法）では、中小企業数の過多性、企業規模の過小性という画一的な中小企業像を前提とし、大企業と中小企業の格差の是正が最大の課題とされており、そうした中小企業問題を解消するための中小企業政策が方向づけられた。また第4条に地方自治体についての記述がある

が、ここでは、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じるように勤めなければならない」とされていた。つまり、国が策定した施策を受けて、地方自治体が中小企業支援施策を展開するという構図が一般的であった。

しかしながら、1999年に改定された中小企業基本法（新基本法）では、新たな中小企業政策の理念として「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」を掲げ、政策の基本的課題は「中小企業の操業や経営の革新が活発化されるとともに、多様で独立した中小企業がのびのびと創造性を発揮し得るような経済システムの構築にある」とした。そのうえで、政策の目標として、①経営基盤の強化、②創業や経営革新に向けての中小企業者の自助努力支援、③セーフティーネットの整備を掲げ、政策の担い手については、従来の国を中心としたものから、民間企業や自治体の役割を重視するとしている（中小企業庁〔2000〕pp.134-135）¹⁾。このような「地方公共団体は、（新基本法の）基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」というように変更された（中小企業基本法第6条）。これは、中小企業に対して地方自治体の果たすべき役割がより高まったことの表れである。つまり、地方自治体にも中小企業政策の責務が課され「策定」から「実施」までを行う「責務」が生じ（植田〔2007〕p.27）、全国の都道府県ならびに市町村において、独自の中小企業施策が展開されるべきであるとされたのである。その展開の1つの方向性が、各地方自治体が進めている中小企業の振興に関する基本条例の制定である。日本全国では、いくつかの都道府県、市町村で基本条例の制定の動きが進んでいる²⁾。

このような日本各地の地方自治体による当該地域の産業振興や中小企業振興のための「独自」の施策形成は、確かに地域経済や日本経済の振興に期待されうるものである。しかしながら、中小企業基本法が改定されてから2009年現

在でまだ10年間しか経過していないことなどからも明らかのように、中小企業に対する地方自治体の役割が再確認されたからといって、地方自治体がいかなる産業振興及び中小企業振興のための施策を形成し、いかにその役割を果たしうるのか、検討の余地が残されている。施策形成の展開を詳細に検討することにより、地方自治体の役割を見出していく必要がある。そこで本稿では、地方自治体における独自の産業振興及び中小企業振興施策の展開をとくにものづくり支援施策に焦点を絞り整理し、その役割についてケースを基に検討していく。

ケースとしてとりあげる地域は、戦前・戦後と日本の経済成長を支えてきた工業都市である尼崎市である³⁾。尼崎市は、大阪市と神戸市に挟まれた阪神間の中心的な工業都市である。公害やアスベスト問題など環境問題の側面での脚光を浴びたが、一方で、独自性のある中小ものづくり企業が多く立地しているばかりでなく、2003年にはパナソニックプラズマディスプレイ株式会社の主力工場が進出するなど、工場の進出・立地が全国的に見ても活発な地域でもある。このように尼崎市は、現在において全国でも工業都市として非常に活力ある地域となっている⁴⁾。これには尼崎市独自の産業振興ないし中小企業振興施策の展開と不可避ではなからう。本稿の結論を先取りすれば、尼崎市において現在の活力がもたらされたのには、尼崎市の産業ないし中小企業振興施策の「役割」が果たされたことが関連していると考えられる。この「役割」は、日本各地の地方自治体の産業ないし中小企業振興の取組に大いに参考になるものと期待される。

本稿の構成は以下のとおりである。第II節では、尼崎市における戦後の産業振興政策について、尼崎市の総合基本計画（基本構想）・基本計画・実施計画のなかでどのように位置づけられ、どのような施策が展開されてきたかについて検討していく。産業振興施策の整理にあたっては、地方自治法の改定により、地方自治体に基本構想が義務づけられ、最初の尼崎市総合基

本計画の策定となった1971年を分岐点とし、2003年までの展開を整理する。なお、総合基本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3点から構成される、全体のプランを表す総称としてよく使われていることから、本稿においても同様に位置づけ論じることとする。第Ⅲ節では、尼崎市における産業振興施策の具体的展開として、これまで取組んできた技術・開発支援や経営支援などの市内既存企業への支援施策に加え、企業の新規立地や既存企業の増設・建替による産業の活性化などを目的とした2003年以降の施策展開である企業立地促進施策を中心に紹介し、尼崎市における産業集積の活性化の方策をみていく。第Ⅳ節は、結びに代えて、産業振興施策の展望と課題を示す。

Ⅱ. 産業振興施策の体系的展開 —総合計画を中心に—

1. 産業振興施策の展開—1945～1971年—

尼崎市は、古くより商工業の立地条件に恵まれ、戦前より日本有数の工業都市として発展し、日本経済を支えてきた。尼崎の工業は、機械、金属、化学、紡績など多彩な業種にわたるとともに、大企業による多くの工場が存立しており、大企業に並存したかたちの中小企業が数多く存在していた。1950年の尼崎市産業要覧によれば、尼崎市に存在する工場数は741であり、そのうち従業員10人未満の事業所が391となっており、占める割合は52.7%であった（尼崎市[1950]）。また、多くの機械器具の工場は、大部分が大阪に親工場をもつ大企業の下請工場であった。そうしたことから、商工業の振興を図る産業政策も、中小企業に対する保護や助成施策が中心とならねばならなかった（尼崎市議会事務局[1971] pp.517-518）。

(1) 金融対策

戦後の中小企業対策は、金融問題に集中されるといっても過言ではないだろう。尼崎市では、中小企業金融対策の基本方針として、市中

銀行の融資促進、これに伴う信用保証などの金融支援体制の強化拡充⁵⁾、ならびに中小企業の専門金融機関（現在の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫および旧中小企業金融公庫））からの資金導入対策などを推進してきた。そして、朝鮮戦争に伴う特需以降、尼崎市の経済は低迷していたことから、1952年度施政方針において「都市の商工政策はややもすれば姑息にして散発的なものとなり、実効を伴いがたい傾向があり、本市もまた在来はこの類でありましたが、明年度はそれら散発的な施策を整理し、重点を中小企業者に対する金融対策におくことに致しました」と表明した（尼崎市議会事務局[1971] pp.519-521）。この時期より、尼崎市においての産業政策の基本は以後金融対策に重点が置かれ、今も「中小企業融資斡旋制度」として⁶⁾、産業政策の基本施策として継続されている⁷⁾。

(2) 工場誘致条例

戦後の尼崎産業は、1950年の朝鮮戦争に伴う特需により、再び鉄鋼のまちとして再生された。しかし、この特需も長くは続かず、翌年の1951年には鉄鋼業の第一次合理化計画が進められ、電力供給不足といった諸要因も加わり、1952年には不況の波が押し寄せてきた。こうした特需の反動を受けた自治体の財政は、逼迫した状態となった。このため、地域に新しい雇用を創り、労働力人口を安定させ、人口の流出に歯止めをかけ、住民の所得と地方財政を豊かにし、行政収入の増大を図るため、多くの自治体が工場誘致に積極的に取組むようになった（松本[1979] p.114）。尼崎市においても、工場誘致の必要性が尼崎市議会で討議され、1954年に工業都市としての尼崎市のイメージアップを期待して、尼崎市工場誘致条例（以下、工場誘致条例とする）の制定に踏み切った。

工場誘致条例の目的は、「市内において、工場の新設または拡充をする者に対して必要な措置を講じ、もって工業の振興を図る」としており、概要は表1のとおりであった。工場誘致

表1 尼崎市工場誘致条例の概要

対象基準	投資額5,000万円以上、常時使用従業員200人以上の企業
奨励金交付	尼崎市は毎年度1,000万円の予算を計上（奨励金は申請件数により配分）
便宜供与	道路・橋梁・運河・港湾施設の新設または改良、河川の付け替えまたは改良、土地区画整理、水道施設の新設または改良、乗合自動車路線の新設または変更

出所：尼崎市議会事務局 [1971] p.526

条例施行後の1年間での適用件数は20件（新設4件、増設16件）であり、投資総額は110億に至った（尼崎市議会事務局 [1971] pp.525-527）。また、奨励金の支給総額は、1954年には該当工場11社（主な企業は、関西電力、神崎製紙、尼崎鉄鋼所、尼崎製鉄、三菱電機、麒麟麦酒、関西ペイントなど）に対して946万円であり、1955年度には該当工場23社（主な企業は、住友金属、日本油脂、森永製菓、グンゼ製紙、大日電線、久保田鉄工、大阪酸素、積水化学、大阪チタニウムなど）に対して995.4万円であった。

工場誘致条例は、尼崎の製造業にいかなる効果をもたらしたのであろうか。工場誘致条例が制定された1954年から、工場誘致条例に基づく奨励金が廃止された1957年までの4年間における尼崎市の製造事業所数をみると、1954年には730社であり、その後2年間についてはあまり変化はみられなかったが、1957年には963社と急激に増加した。従業員1,000人以上の大企業でも、1954年には7社、1955年と1956年には8社、1957年には12社と増加した。また、製造品出荷額等においても、1954年を100として、

1957年には193.4と大きく伸びている。この時期は、景気の上向きによる輸出増大がもたらした好景気時期でもあり、工場誘致条例が制定されたために製造事業所数や製造品出荷額等が増加したというその効果を断言することは困難であるという見方もある（松本 [1979] pp.116-117）⁸⁾。しかし、踏み込んだ検討は必要であるが、工場の投資をより促進させることに対する一定の効果を全く否定することにもならず、一応の効果はあったと考えている。

しかし、工場誘致条例による各社への奨励金は、該当工場が多くなったことから、1工場あたりの支給額が大変小額となった。具体的には、1954年に該当工場で平均87.6万円であったのが、1955年には該当工場で平均43.3万円と小額になった。このため、尼崎市は方針を転換し、奨励制度を強化するよりかは、他の産業政策を充実すべきとして、1957年に奨励金を打ち切ることにした。その後、尼崎工業経営者協会⁹⁾からも工場誘致条例の存続について要望がなされた結果、便宜供与のみが奨励措置として残った。しかし、1963年には企業からの便宜供与の申請もなくなってしまった。その要因

表2 尼崎における製造業の推移（1954～1957年）

年	事業所数		従業者数		製造品出荷額等総額	
1954	730	100.0	45,957	100.0	102,919	100.0
1955	722	98.9	48,334	105.2	111,948	108.8
1956	718	98.4	54,130	117.8	158,893	154.4
1957	963	131.9	62,485	136.0	199,096	193.4

注1：1954年を100.0%として1957年までの伸び率を算出している。

注2：単位は、事業所数（件）、従業者数（人）、製造品出荷額等総額（百万円）である。

出所：尼崎市『工業統計調査』各年度版から筆者作成

は、1963年に制定された「近畿圏整備法」にあると思われる。同法の目的は、近畿圏のいわゆる都市部への人口と産業の集中を防止しようとするものであり、翌年の1964年には同法に対応して工場などを制限する目的で「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」が成立し、国道43号線以北での、大工場（1,000平方メートル以上）の事実上の進出ができなくなり、既設の工場においても合理化などに基づいた設備拡張が困難な状態になった。また、当時の背景として顕著になってきた公害問題があり、これ以上大工場が建設されればますます公害がひどくなるというものであった。そうしたことから工場誘致条例は存在意義を失い、1968年に同条例は廃止されることになった（尼崎市議会事務局[1971] pp.527-528, 松本[1979] pp.116-117）。

（3）工業系大学の誘致

戦後の経済復興により工業都市として躍進する尼崎市は、1953年に移転整備のため候補地を探していた神戸大学工学部（当時、神戸市長田区）に対して、「武庫川河畔4万坪の無償提供」を申し出た。1954年には、神戸大学の大学評議会はいったん尼崎市への移転を確認した。しかし、その後神戸市は大学側への確認の保留の申し出をする一方で、六甲ハイツの接収解除を駐留軍に申請した。その結果、大学側は「尼崎市の土地受け入れの決定と、工学部移転問題は別問題」として、1956年には「尼崎市への移転計画中止、六甲台移転」が方針決定され、神戸大学工学部の誘致は実現には至らなかった（尼崎市[1996] p.157）。

（4）工業団地政策

尼崎市では、1969年より、工業団地造成施策を積極的に推進し、14の工業団地を造成してきた。工業団地の概要（名称、所在地、建設主体、団地規模、企業立地数、完成時期、業種）は表3のとおりである。このように工業団地造成施策が推進されてきたその背景には、人口の

過密化による住工混在の解消と工場から出る公害の発生を抑える環境改善の役割が大きかった。しかしながら、これらの施策は、目の前の問題解消に重点が置かれ、移転跡地に対する産業再編成や都市再開発という観点からのビジョンが示されなかったことについてむしろ問題視されている（小西・土井[1987] p.327）。

一方で、現在においても、尼崎沖での埋め立て工事が進んでおり、「尼崎沖フェニックス計画」が進行している。規模としては、総面積は113haのうち、工業用地約43haを確保し、早期分譲に向けて兵庫県や尼崎市を構成団体とする検討協議会が設立された¹⁰⁾、当初の土地利用の考え方である住工混在の解消等に資する可能性も含めて、分譲整備に向けた検討が行われている。

（5）産業政策の長期的総合基本計画の存在

尼崎市には、産業政策の方向性を決定づけるような計画等はなかったのであろうか。じつは、尼崎市には他都市に先駆けて、早くから産業政策の大綱があったと考えられる¹¹⁾。この根拠は、1969年の尼崎市議会民生経済常任委員会¹²⁾の当初予算審議に係る資料である「主要事務事業」による。このなかに、「産業政策専門委員協議会の開催」とあり、その説明では「産業政策の長期的総合基本計画は既に、その大綱的な方向づけはなされているが、経済情勢の変化と時代の進展に対応した産業政策を展開していく必要から…」とある（尼崎市議会[1969] p.17）。後述するように、1971年の尼崎市総合基本計画において「産業振興施策」の重点化が図られていなかったために、その後の産業振興にかかる計画は検討されなかった。しかしながら、1979年の尼崎市総合基本計画において、市政の方向性の1つに「市民経済をつちかう産業都市」が示され、また経済活動の停滞が顕在化していることから、市長の諮問である「長期的展望に立った望ましい産業構造及び産業基盤のあり方など尼崎市産業の振興策について」を受け、「尼崎市産業政策調査会」が1979

表3 尼崎市の工業団地の概要

名称	所在地	建設主体	団地規模 (㎡)		企業立地数	完成時期	業種
			総面積	工場用地			
尼崎鉄工団地	東海岸町	公害防止事業団・中小企業振興事業団	60,510	51,268	23	1969	非鉄、鉄筋、土木基礎、合金、製缶、各種産業機械等
尼崎金属工業団地	東海岸町	中小企業振興事業団	28,381	28,381	8	1969	金属機械一般等
尼崎油脂団地	東海岸町	公害防止事業団	18,811	17,042	9	1969	油脂加工一般等
阪神精密工業センター	田能	中小企業振興事業団	4,127	4,127	5	1972	電気機械加工、精密機械等
阪神廃酸処理センター	大高洲	中小企業振興事業団	3,305	3,305	22	1972	クローム、アルミ、銅、ニッケル等金属加工鍍金処理
尼崎武庫川工業団地	平左衛門町	公害防止事業団・中小企業振興事業団	38,981	26,981	22	1975	自動車関連、建設資材製造工事、プラント建設等
尼崎田能工業団地	田能	公害防止事業団・中小企業振興事業団	13,013	11,673	10	1977	プラスチック、プレス機械等
東初島工業団地	東初島町	尼崎市土地開発公社	29,726	27,159	22	1979	金属、プレス機械等
北初島工業団地	北初島町	尼崎市土地開発公社	18,635	17,855	10	1981	金属、鉄材、建築機械等製造産業用機械
西高洲工業団地	西高洲町	尼崎市土地開発公社	7,235	6,318	5	1984	シーリング、一般産業機械等
尼崎市中小企業共同工場	次屋	尼崎市	2,000	930	8	1985	プレス、製缶、精密機械等
尼崎テクノ工業団地	西長洲本通	尼崎市・公害防止事業団	10,464	9,078	10	1987	電子関連、電気、マイクロコンピューター等
尼崎市尾浜中小企業共同工場	尾浜町	尼崎市	969	969	8	1989	金属、一般機械等
尼崎コスモ工業団地	南初島町	尼崎市・公害防止事業団	23,000	19,377	23	1991	金属製品、一般機械、電気機械、精密機械等
合計			259,157	224,463	185		

注：企業立地数は各団地の完成年度時点での入居数を記載している。

出所：尼崎市 [2001] p.11

～1980年にわたって設置された。その答申は1981年策定の長期振興ビジョンに反映されることとなる。

2. 総合計画に基づく産業振興施策の展開 —1971～2003年—

(1) 尼崎市総合基本計画の策定

都道府県や市町村などの地方自治体は、地方自治法の第2条4項で、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営

を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と定められており、基本構想の策定が義務化されている。この地方自治法に基づき、尼崎市でも、総合基本計画が策定されることになった。

尼崎市では、1971年の策定に始まり、これまで4つの総合基本計画が策定されている。基本構想には、その市町村の将来あるべき姿や、その実現に向かって取るべき基本的方針、施策の方向が定められている。この基本構想と基本計画、具体的施策を示す実施計画の3つを合わせたものは「総合基本計画」と呼ばれる。基本構想については抽象的表現も多く、自治体のビジョンとして、その内容が理解しにくいことから、本稿では、基本構想および基本計画の概要を併せたものを総合基本計画とし、基本計画および実施計画を中心に方向性や具体的な施策などについて整理する。総合基本計画やそれに基づく実施計画の全体像をまとめたものが表4である。

①1971年尼崎市総合基本計画

尼崎市では、地方自治法に基づき、1971年に初めて尼崎市総合基本計画が策定された。ここでは、尼崎市の将来の都市像として「快適な職住都市」が示されており、7つの施策の基本方向があり、そのうち、「豊かなくらしをつくる施策」に産業振興施策が位置づけられた。当時の産業振興施策の基本的な考え方の特徴としては、基本構想におけるまちづくりの基本理念に表れている。「産業は集積の利点と便益を求めて立地し、人は職場と便利な生活を求めて集まり、都市が生まれるあるいは発展拡大していった。そして、戦後の復興期にあつて、崩壊の中からいち早く立ち直るためにわが国では、重化学工業を中心とする産業振興が最優先政策とされ、この結果世界に例をみない躍進を遂げ、繁栄と豊かさの時代を築いたのである。しかし一方、経済成長を急ぐあまり、ともに行われねばならない人間の生活基盤に対する整備が第二義的となり、産業公害、都市公害、過密化現象な

表4 尼崎市基本計画と実施計画の変遷

総合基本計画	基本計画	実施計画など	計画期間	事業費 (百万円・構成比)
1971年	なし	1972年度版事業計画	1972～1974年	6,477 (8.4%)
		1973年度版事業計画	1973～1975年	9,480 (10.5%)
		1974年度版事業計画	1974～1976年	12,188 (10.7%)
		1975年度版事業計画	1975～1977年	10,843 (7.1%)
1979年	1979年計画	第1次実施計画	1980～1982年	435 (0.3%)
		第2次実施計画	1983～1985年	2,770 (2.3%)
1986年	1986年計画	第3次実施計画	1986～1990年	9,504 (4.6%)
1992年	1992年1次計画	第1次実施計画	1992～1994年	5,214 (3.3%)
		第2次実施計画	1996～1997年	事業費計上なし
		第3次実施計画	1998～2000年	事業費計上なし
	2000年2次計画	第1次実施計画	2001～2003年	14,685 (9.8%)

注1：事業計画はローリング方式のため3ヵ年の実施計画を中心として、毎年度策定された

注2：事業費は実施計画期間に対したものであり、かつ各実施計画における基本方向のうちの総事業費を記載している。また、構成比は実施計画の総事業費に対するものである。

注3：2001年の第1次実施計画を策定以降、実施計画は策定されていない。

ど各種の都市問題の顕在化を招いている。産業振興を行う真の目的は、人間の福祉の向上にあり、快適な市民生活がなにもまして優先されねばならない。人間尊重を基調とする市民生活優先の原則をまちづくりの基本理念とする。」とある。(尼崎市 [1971] pp.3-4)。当時は「公害問題の解消」が尼崎市の最大の課題であり、工場はその原因の1つでもあった。その工場の発展を支える産業振興施策は、当時の基本方向として掲げられた7つの施策のうち、最下位に位置づけられていた。産業振興施策が尼崎市政の重点項目ではなかったことが伺えるとともに、産業振興施策を排除するのではなく、市民の生活の一部として融合を目指しながら産業振興を図っていくという方向性であったことが理解できよう。

②1979年尼崎市総合基本計画と1986年尼崎市総合基本計画

尼崎市では、1979年に新たに尼崎市総合基本計画が策定された。ここでは、尼崎市の都市像を「人間性ゆたかな職住都市」とし、3つの施策の基本方向が打ち出された。産業施策はこれら基本方向の1つに「市民経済をつちかう産業都市」として掲げられた。ここでは「産業は、市民に雇用の機会を提供し、所得を保障するなど市民生活を支えるとともに、都市の発展に重要な役割をもっている」とされ、施策の方向性として2番目に位置づけられ、尼崎市政の主要な施策として位置づけられた。1986年は、社会経済情勢の変化に伴い、総合基本計画の改定を行ったが、産業施策については改訂前と同様施策の基本に位置づけられている。

③1992年尼崎市総合基本計画

その後、1992年に尼崎市総合基本計画は全面改訂され、新たな都市像として「にぎわい・創生・あまがさき」が打ち出された。施策の基本方向として、5つの施策の基本方向が打ち出され、そのうち2番目に「まちが新しい価値を創造する産業をはぐくむ」が掲げられ、市の重点

項目とされた。その基本方向の特徴としては、「幅広い産業蓄積のもとに、本市の特徴である研究開発機関の集積を活かすなど、異業種交流や研究開発機能などとの連携によって既存工業の高度化と技術開発による新しい産業の構造を図り、社会経済の変化に対応できるしなやかで活力ある産業構造を形成し、本市経済の長期的な発展を支える基盤を確保していく」とあり、尼崎市が産業都市であることを明確に位置づけている点にある。

以上の総合基本計画の時期とその時々都市像、そして施策の基本方向などをまとめたものが表5である。

(2) 尼崎市基本計画と実施計画における産業振興施策の位置づけ

次に、各総合基本計画(表4参照)において策定された基本計画、実施計画における産業振興施策の目標と基本方向、主な施策を概観していく。

①1972年度版事業計画から1975年度版事業計画

1972年度版事業計画等が策定された時代背景として、高度経済成長期から安定成長期に入り、恵まれた立地条件により、尼崎市の製造業は阪神工業地帯の中核都市として、1972年当時で全国9位の製造品出荷額等総額を誇っていた。しかし、公害や住宅をはじめとした環境問題を起因として、尼崎市の方針も工業集積よりも過密化の解消や脱公害化を施策の基本路線としていたこともあり、産業振興施策は工業団地の造成や企業の協業化・共同化を促進する融資斡旋などが主であった。また、1973年版事業計画には「中小企業総合センター」の建設が明記されている¹³⁾。

②1979年尼崎市基本計画と1980年第1次実施計画、1983年第2次実施計画

1979年に策定された尼崎市基本計画では、尼崎市の第2次産業の相対的地位の低下による産

表5 尼崎市総合基本計画の変遷

策定時期	期間	都市像	施策の基本方向など
1971年	1971～1981年	快適な職住都市	① 健康なくらしをつくる施策 (公害・浸水・保健など) ② 安全なくらしをつくる施策 (交通安全・消防) ③ 安定したくらしをつくる施策 (福祉・同和など) ④ 快適なくらしをつくる施策 (市街地開発、住宅など) ⑤ 若い世代のための施策 (学校教育・青少年対策) ⑥ いきがいづくりの施策 (社会教育・文化) ⑦ 豊かなくらしをつくる施策 (産業・労働)
1979年	1979～1989年	人間性ゆたかな 職住都市	① 生活基盤をととのえる環境都市 (住環境・緑・交通・安全など) ② 市民生活をつちかう産業都市 (産業基盤・中小企業・消費生活・勤労者) ③ 人間社会をきずく市民都市 (福祉・保健・教育・文化・同和など)
1986年	1986～1995年	人間性ゆたかな 職住都市 (改訂)	同上
1992年	1992～2025年	にぎわい・創生・ あまがさき	① まちが魅力ある文化の生まれる舞台となる ② まちが新しい価値を創造する産業をはぐくむ ③ まちが心なごみやすらぎのある環境を生む ④ 人が豊かでうるおいのある生活を楽しむ ⑤ 人がふれあい学び成長する

出所：各尼崎市総合基本計画より筆者作成

業の伸び悩み、止まらない工場の市外移転、そして、それに伴い就業機会の減少および地域経済の活力の低下を招いていた現状から、今後の都市活動の安定を図るため、少なくとも、現在水準の従業人口の維持を主眼として、工業を中心とした積極的な産業振興を図ることを目標と位置づけた。基本方向としては、産業構造の高度化、産業基盤の整備、中小企業の育成が掲げられ、具体的には、①既存工業の高付加価値化や都市型工業などの新規工業の導入、②住居系地域内などの工場の移転用地の整備および工場跡地の活用、③工場等制限法の見直しに向けての国・県への働きかけ、④港湾などの産業関連施設の整備、⑤尼崎市工業の主たるを占める中小企業の経営安定のため、金融制度の充実など

を図るなどとされた。

第1次実施計画では、1979年に策定された新たな尼崎市総合基本計画により、これまでと大きく違った産業振興施策の方針となった。上述のように、当時は、公害・環境問題の深刻化を背景に、本来、住民、企業および行政が三位一体となって地域経済の振興に取り組むべきものであったにも関わらず、三者間の不協和音・対立が生じていた(小西・土井[1987] p.320)。また、工場等制限法などの影響により、尼崎市内において多くの企業が去り、地域産業活力の停滞を招いていた。そこで、融資斡旋、工業団地の造成という基本路線施策の他に、「中小企業センター」(中小企業総合センターの名称変更による)の建設を機に、各経済団体との連携・

協力を打ち出し、中小企業の育成が重点施策とされた。中小企業に対する育成施策としては、中小企業センターにおける企業への相談・総合指導、情報提供および人材育成講座の開講などが行われた。また、現在尼崎市産業経済局で実施されている市長の企業訪問もこの頃から実施されている。

次に、第2次実施計画では、中小企業センターが1982年10月に完成し、1981年の財団法人尼崎市産業振興協会¹⁴⁾の設立とともに、中小企業の育成に対して、主なものとして、産業展示会の開催、友好都市鞍山市（中国）との経済交流、企業間の共同研究開発への支援なども行われ、施策の拡充が行われた。

③1986年尼崎市基本計画と1986年第3次実施計画

1979年に制定された基本計画の改定版として、1986年に策定された尼崎市基本計画では、新たな目標として、産業の再活性化に向け、知識集約化や業務機能の充実などを軸として、工業構造の多角化と高度化を図るとともに、高度情報化社会の到来に備え、情報通信網の整備を行う点をあげている。次に、基本計画の基本方針には、新たに、①国際化や技術革新の進展に対応するため、創造的な技術革新を促進、②海外との経済交流や技術交流を促進、③高度で多様な情報を収集・提供する機能の充実を図るため、通信網の整備を関係機関に働きかけていく、などが掲げられた。

これを受けて1986年に策定された第3次実施計画では、国際化や技術革新への対応から、中小企業技術開発支援システムの整備や貿易促進融資斡旋制度の創設、鞍山市への経済視察団の派遣および懸案であった尼崎市南部の活性化方策を検討するため「南部臨海工業懇話会」の設置などが新たな施策として展開された。なかでも、中小企業技術開発支援システムの整備は、中小企業の技術開発力の強化を促進するため、人材育成、技術相談、技術情報の提供、共同研究などを行う総合的なシステムの構築が目指さ

れた。

④1992年尼崎市第1次基本計画と1992年第1次実施計画から1998年第3次実施計画

1992年に尼崎市総合基本計画が全面改訂された。それに伴い、基本計画と実施計画も新たに策定された。基本計画の目標として、日本経済における先導的な産業都市を目指し、優れた技術を有する産業を育成し、付加価値の高い都市型産業への転換を促進するとともに、事業者へのまちづくりへの関わりを重視した企業と地域との連携などを進めるとされた。

また、基本方向として、柔軟で活力のある産業、地域に根ざした中小企業、産業をはぐくむまちづくりを掲げ、具体的には、①尼崎市の立地特性を活かしながら、既存工業の高付加価値化に資する先端技術産業など新規工業への転換・誘致、生活関連産業の誘致・育成を図るとともに、企業における中枢管理機能を誘致、②尼崎市での立地が少ない、製造業などの周辺・関連の補助的な部分を専門的にサービスする産業支援サービス業を創出・育成、③個性ある地域づくりに産業活力を活かすため、まちづくりに貢献する新たな地域産業を創出・育成、④中小企業の事業機会を創出するため、研究開発の拠点を整備、⑤企業における地域社会への貢献を促進、などである。

1992年に策定された第1次実施計画の特徴としては、当時バブル経済の直後であり、中小企業の人材確保が困難であったことから、中小企業共同求人活動など促進助成制度や人材確保対策など特別融資斡旋制度が事業化された。また、産業構造の都市型化を図るための拠点施設の建設を目指し、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法」（民活法）の2条第1号認可施設として、インキュベーションセンターなどが計画され（後述するが、近畿高エネルギー加工技術研究所も1993年に設置された¹⁵⁾、そのなかに当時の通商産業省（現在の経済産業省）が全国への整備を模索した地域ソフトウェアセンターも整備される計

画であった¹⁶⁾。また、尼崎市の埋立事業であり、今後の産業の行方を占うであろう東海岸町地先埋立地の有効活用調査も計画された。

次に、1996年の第2次実施計画であるが、1995年1月に阪神・淡路大震災があったことから、実施計画の策定は1年先送りになり、1996年に策定された。当時は震災からの復興がメインであり、市民生活の安心・安全を最優先としたため、第2次・第3次の実施計画には事業費の計上はなく（表4参照）、バブル経済も崩壊し、急速に尼崎市の財政状況も悪化していたことから、経費負担の少ない行政組織の内部施策が充実された。主に産業支援機関の連携や中小企業都市連絡協議会への参加、尼崎産業再発見・発掘事業¹⁷⁾、産業フェアの開催などである。

1998年の第3次実施計画の主なものとしては、経済の国際化の進展に伴い、国際取引の条件となりつつあるISO（国際標準化機構）規格の認証を取得しようとする中小企業への国際標準化機構規格認証取得支援事業がある。企業へのISO取得支援事業は近隣自治体より先んじて行った。

⑤2000年尼崎市第2次基本計画と2001年第1次実施計画

2000年に策定された第2次基本計画には、初めて「ものづくり」という概念が加わり、これを受けて第1次実施計画では、ものづくりを主題とした新規施策が現れた。この背景には、産業空洞化問題を受けて、地域内に蓄積されている技術と産業集積の密度が重要視されたことにある。そして、尼崎市があらためて製造業を中心とした地域産業の活性化を図ることを明確にしたことであり、そのための方向性として「多様な産業集積」および「地域が産業を育てるといふまちの風土づくり」を掲げた。

さて、第2次基本計画では、従来の基本計画とは異なり基本方向および今後のまちづくりを戦略的に展開していくため、「戦略プラン」で示されている。目標としては、「元気な産業を

はぐくむまちにする」を示し、基本方向としてはものづくりの促進、多様で新規性のある産業活動の促進としている。具体的には、①技術開発の支援などを通じた工業の都市型化、②ものづくり基盤の整備、③中小企業を経済のダイナミズムの源泉と位置づけ、その自助努力の支援、④企業家精神高揚への条件整備、⑤多様で新規性のある事業所の立地促進、などである。また、戦略プランとしては、産業都市としての歴史とその集積を生かしつつ、21世紀を展望した新しい技術と産業が生まれるまちを目指すとしており、その視点として、①技術開発の支援と業種を越えた交流の促進、②産業立地の促進、③産業都市としての風土づくり、をあげている。

次に、これを受けて2001年に策定された第1次実施計画の特徴としては、1993年に設立された近畿高エネルギー加工技術研究所（AMPI：The Advanced Materials Processing Institute）に付属するかたちで「ものづくり支援センター」が設立され、ものづくりの拠点となるべく中小企業の研究支援、試作開発をサポートする体制が敷かれた。主要事業としては、ものづくり達人顕彰事業・ものづくり体験教室・ものづくり試作開発支援事業などがある。「ものづくり支援センター」では、技術関係のコーディネーターが2名常駐し、地域企業の相談・支援活動を行っている。このコーディネーターの特色は、これまでの産業支援施設にありがちであった窓口の開設だけではなく、地域に入って企業の声を聞くことであり、高い評価を得ている¹⁸⁾。

(3) 尼崎産業の長期振興ビジョンの策定

尼崎市では、産業の振興と地域経済の再生を通じて都市の活性化を図るために、1981年に「個性ある文化産業都市」の実現をテーマに、産業振興を通じた都市の活性化、雇用の機会の安定、産業立地の再編成、新しい地域社会の構築などを目標に掲げた「尼崎産業の長期振興ビジョン」を策定した。また、1991年には新しく

「尼崎市総合基本計画」が策定され、社会経済情勢と産業課題の変化を視野に入れて、21世紀を見据えた尼崎市産業の方向と施策の指針を提示するため、1994年に「新たな尼崎産業の長期振興ビジョン」が策定された。この長期振興ビジョンは長期的展望にたった尼崎産業の振興の方向づけを行うとともに総合基本計画に位置づけられる「市民経済をつちかう産業都市」の実現への主たる道筋を示すものである。ここでは各長期振興ビジョンにおける尼崎産業の将来像とその基本理念および将来像に向けた基本戦略を概観する¹⁹⁾。

①尼崎産業の長期振興ビジョン（1981年）

尼崎産業の長期振興ビジョンは、前述したように1979年尼崎市総合基本計画の産業分野を補完するかたちで1981年に長期的な尼崎産業の振興の方向づけを示すものとして作られた。近年、産業振興のビジョンは、さまざまな自治体で策定されているが、2000年以前から策定している自治体（市）は、兵庫県下では尼崎市と神戸市だけである²⁰⁾。

このビジョンにおける背景としては、1970年代におけるドルショック、オイルショックなどにより、日本経済の動き同様に大阪経済圏の全国的地位の低下も加わり、尼崎産業は全国および他の工業都市に比べて、製造品出荷額等の伸び率も相当低く推移した状態であった。また、従業員数も、1970年と1980年を比較すると約3万人が減少し、移転・閉鎖の工場が相当数にのぼり、工場跡地の多用途への転用により、工業用地も大きく減少してきていた。その要因としては、①尼崎工業の主力業種である鉄鋼業の牽引力が落ちてきたこと、②好調な業種である出版・印刷、輸送用機械（自動車）、電気製品（家電）などが業種構成上少ないこと、③地域経済活力の担い手である中規模企業層が先進工業都市に比べて比較優位性に乏しいため、活性化への推進力になり得ていないこと、④大都市立地のため地価の高騰や法の規制により、生産規模の拡大・近代化ができ難く、他地方への用

地転換が進んだこと、などがあげられる。

また、産業振興施策の方向性としては、既存工業の高付加価値化を図り、既存の工業集積を生かした産業複合化を進めるとともに、土地の有効利用による新規工業を誘致し、工業構造を大都市圏産業都市にふさわしい「都市型工業」へ転換していくこととされた²¹⁾。そして、この具体的な振興策として特徴的な点は、中小企業の支援施設である「中小企業センター」の早期建設と「インダストリアル・イグジビジョン構想」を掲げていることであった。「インダストリアル・イグジビジョン構想」は、工業振興は市民理解を得ないことには成り立たないという観点から、工業地域とその周辺を生活環境および自然・文化環境の調和のとれた新しい生産空間として再編成することを目的とし、そのランドマーク（ホールやオープンスペースなど）を尼崎市臨海地域に建設しようとしたものであった。

②新たな尼崎産業の長期振興ビジョン（1994年）

新たな尼崎産業の長期振興ビジョン（以下、新ビジョンという）は、1994年に策定され、計画期間は概ね2010年までであった。この新ビジョンは、前ビジョンの目的を引き継ぐとともに、その後の社会経済環境の変化や産業の抱える課題を再度点検し、今後の指針を示すことであった。新ビジョンが策定された背景としては、1980年代後半以降に進んだ製造業の海外生産拡大による国内産業の空洞化という問題がある。1985年のプラザ合意以降の急速な円高は、国内製造業の現地生産化を拡大し、一方国内生産は縮小を見せ始めていた。もともと、バブル経済期は、海外生産の拡大は直接国内生産の縮小には結びつかなかったと言われているが、日本の製造業における輸出主導型の産業活動の限界が露呈し、生産拠点の配置をはじめとして、市場、技術、人材など多方面にわたる事業活動の再構築（リストラクチャリング）に直面していた。

尼崎市の製造業は、製造品出荷額等総額や粗

付加価値額の伸び率が、全国や兵庫県、他の工業都市に比べて低かった。また、製造事業所数においても1983年より減少傾向に移り、かつ1事業所における製造品出荷額等総額の伸びも低い状態であった。その要因の1つとして、尼崎市内においての各事業所における事業拡大が困難であったということがあげられる。具体的には、次のとおりである。第1に、市域が既に都市化されていることに伴う事業地の不足および地価の高騰などによる事業所適地の確保が困難であった。第2に、工場の操業環境の変化である。工場周辺の住宅地化が進み、住工混在による住民と工場のトラブルが増加したことや工場跡地にはマンションなどの住宅が建設される傾向が強くなり、残された工場の操業環境を脅かしていた。第3に、工場等制限法などによる法の規制があった²²⁾。第4に、尼崎市の都市イメージが低く評価されている²³⁾。一方、尼崎の製造事業所においては、多くが今後も尼崎での操業を希望している実態もある²⁴⁾。しかしながら、実際には移転・廃業などによる工場敷地面積の減少は下がる傾向にあり、新規工場の増加をはるかに上回っていた。また、尼崎以外にも工場を持つ大企業においては、尼崎工場の生産設備の更新や製造品目の高付加価値化の遅れにより、企業内での位置づけが主力工場から補助的なものへと変化しつつあると新ビジョンでは指摘している。

次に、新ビジョンの将来像を見てみることにする。1992年に策定された尼崎市総合基本計画では、尼崎市の最大の課題は「都市魅力の創出」であり、いかに尼崎産業が寄与できるかが求められていた。そうしたことから、尼崎産業の将来像では、まず基本理念としては、①大都市立地の有利さを活かした産業活動への展開、②環境や地域社会と産業活動の調和、③新たな価値創造への挑戦とし、尼崎産業の将来像を「環境との共生を図りながら、多種多様な事業所の集積を活かした交流と、蓄積された経営資源の融合による新たな価値の創造・提供をめざす産業」と位置づけている。そして、その将来

像の実現に向けた基本戦略として、①ソフトな資源の蓄積、②創造的な交流ネットワークの充実、③個性ある中堅・中小企業群の育成、④知的活動にふさわしい地域環境の形成、⑤企業家精神にあふれた風土づくりをあげている。

(4) 総合計画と産業振興施策の行政運営的課題

総合計画は、自治体が目指す地域将来像を明らかにし、その将来像を実現するための方向性を示すものである。尼崎市では、前述したように1969年の地方自治法の改正による策定義務化以降、4次にわたって基本構想を策定し、現在は1991年から2025年(34年間)を計画期間とした基本構想に基づき行政運営を行っている。

その間、経済情勢は、バブル経済の崩壊、その後の長期の経済低迷期を経て、2002年頃から緩やかな長期にわたる景気拡大期を迎えていたが、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界経済の後退局面は深刻度を増し、「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、日本経済もまた輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境も厳しいものとなっており²⁵⁾、地域の産業振興に大きな影を落とし始めている。

今後、検討すべき課題として、短期間で社会経済情勢が大きく変化し、先が読めない時代にあつて、時代の変化に対応できる総合計画とする検討が求められており、そして柔軟に産業振興施策を構築・実施するシステムの形成が必要であろう。そのためには、地方分権の進展とともに、より地域の特性を活かした施策とするため、計画策定段階に加え、計画の進捗状況の点検などを含めた各プロセスにおける中小企業や経済団体の参画のあり方にも言及していく必要があるといえよう。

Ⅲ. 産業振興施策の具体的展開 —企業立地促進施策（2003年～） を中心に—

1. 産業振興施策の取組

(1) 産業都市の現状

尼崎市は、大阪と神戸の大都市圏に挟まれ、これまで鉄鋼、化学、機械金属などの基礎素材型産業を中心に、産業都市として発展してきた。しかしながら、工業化が進展するにつれて、他方では上述のように環境・公害問題が顕在化し、1960年代後半以降には、とくに市民生活に与える影響が深刻な問題となった。また、市域の約6割が法律により工場などの新増設の制限区域となるなど、国の産業立地政策により、尼崎市外への工場の移転誘導が進んだ。こうしたなか、バブル経済による地価の高騰、土地利用の複雑化による新たな住工混在問題の発生や経済情勢の変化により、工場の移転・閉鎖が増加するなど産業活動の停滞を招くこととなった。尼崎市の人口では1971年の約55万人を、また製造事業所数でも1983年の2,996件をそれぞれピークとし、それ以降は減少傾向をたどった。2005年の国勢調査によれば、尼崎市の人口は約46万人であり、また尼崎市における製造業

の推移は、1995年と2005年の全数調査を比較すると、事業所数、従業者数および製造品出荷額等総額において全国及び兵庫県の減少割合よりも下回るデータが見られる（表6参照）。製造事業所の低迷は、地域経済の活力の喪失につながりうることであり、「ものづくり都市」としての再生に向けた積極的な取組が重要な都市課題となっている^{26) 27)}。こうした課題解決のため、尼崎市においても産業活力再生のための1つの方策として、2003年から産業立地課を創設し、精力的に企業立地促進を図ることになった²⁸⁾。

(2) 予算比率と職員数

次に、産業振興施策を執行するための尼崎市における商工費予算と職員数の推移をみていくことにする。

まず、商工費予算について、2008年度の一般会計総予算額は、約1,834億円に対し約33億円となっており、その比率は1.8%である。職員定数の削減などによって人件費は減少しているものの、生活保護費などの扶助費は増加しており、義務的経費（必ず支出しなければならない経費）が依然と高い水準にあることから²⁹⁾、1995年度（一般会計総予算額に占める商工費予

表6 尼崎市製造業の推移（全事業所）

		1995年		2000年		2005年	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
事業所数	尼崎市	2,541	100.0	2,108	82.9	1,581	62.2
	兵庫県	25,374	100.0	22,761	89.7	18,337	72.2
	全国	654,436	100.0	589,713	90.1	468,621	71.6
従業者数	尼崎市	58,516	100.0	44,608	76.2	36,151	61.7
	兵庫県	481,150	100.0	419,569	87.2	374,265	77.7
	全国	10,880,240	100.0	9,700,039	89.1	8,534,938	78.4
製造品出荷額等 総額（億円）	尼崎市	18,321	100.0	15,893	86.7	13,302	72.6
	兵庫県	145,267	100.0	141,828	97.6	135,645	93.3
	全国	3,094,369	100.0	3,035,824	98.1	2,979,402	96.2

注：1995年を100.0%として2000年、2005年の伸び率を算出している。

出所：尼崎市工業統計調査各年より筆者作成

算の割合は4.3%) 頃より事業経費である商工費予算の占める予算比率が減少傾向にある³⁰⁾。また、職員数についても、1975年度に約6,000名を数えたが、厳しい財政事情や市民サービスの見直しなどの行財政改革の取組により、2008年度には約3,200名まで削減され、1990年のバブル経済頃にもものづくりの拠点整備などがあったことから一時期職員が増員されたが、その後は職員数の全体減少に伴い、減少傾向にある。以上を図示したものが、図1である。

また、職員数に連動し組織も改変され、商工費を所管する担当課は1992年度には5つ(産業労働局総務課、産業振興課、商業課、工業課、リサーチ・コア担当)あったが、2008年度では3つ(産業経済局総務課、産業振興課、産業立地課)に整理されている。

(3) 産業振興施策の概要

次に、尼崎市の産業振興施策をものづくり分野に絞って、その経年変化を考察してみる。

尼崎市における地域産業政策の方向性の変遷としては、既存工業の高度化、都市型産業の立地促進、国際化や技術革新および情報化への対応、研究開発の拠点整備、ものづくりの促進、

企業の立地促進と時代の流れの中で様変わりし、その時々において施策が立案されてきた。現在の施策については、概ね企業立地促進、技術・開発支援、経営支援、人材育成、の4つに分類される(表7参照)。6年間の施策の比較において、企業立地促進に重点を置きだしていることが理解できる一方、経済活動の時勢や施策評価において、スクラップアンドビルドや統合されている施策も見受けられる。

2. 新たな活性化施策への取組

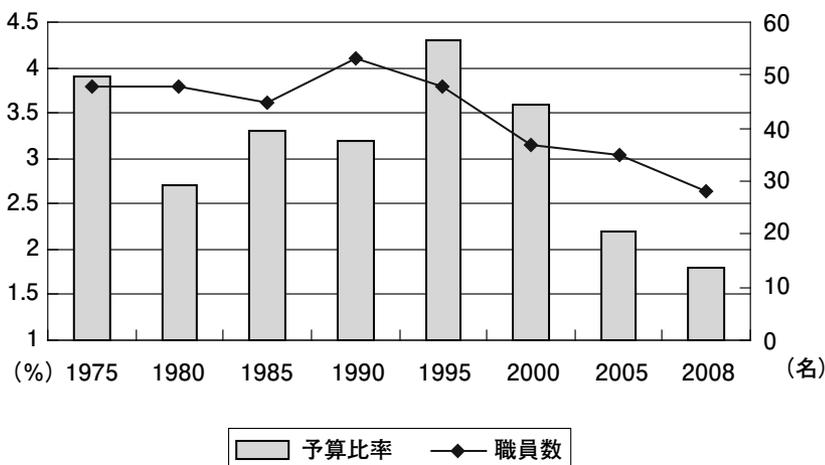
—企業立地促進施策—

(1) 尼崎市企業立地促進条例の制定

自治体の企業立地促進施策としては、①直接助成として、条例や要綱による立地企業に対する税(固定資産税、都市計画税など)の不均一課税または施設建設や雇用創出の補助金支出、②サポート体制の整備として、企業立地における融資制度の新設や企業立地活動を行う自治体職員の増加や専門職員の雇用や商社などの誘致ノウハウを持つ企業への委託、③情報収集として、不動産業者や銀行などとの提携などがあげられる。

尼崎市は、前述したように、かつて尼崎市企

図1 商工費の予算比率および職員数



出所：尼崎市『予算説明書』、尼崎市議会『常任委員会資料・主要事務事業』、
尼崎市『尼崎市統計書』の各年度版より筆者作成

表7 尼崎市の産業振興施策の比較

	2002年	2008年
企業立地促進	リサーチ・コア整備事業 業務系機能等立地促進検討事業 都市型産業等立地促進事業 尼崎コスモ工業団地管理事業	リサーチ・コア整備事業 尼崎コスモ工業団地管理事業 ◎企業立地促進条例運営事業 ◎産業のまち「あまがさき」キャンペーン事業 ◎新産業・新事業立地促進事業 ◎企業立地アドバイザー事業 ◎工場用地等情報開拓推進事業 ◎企業立地マッチング支援事業 ◎企業立地促進法基本計画運営事業
技術・開発支援	ものづくり試作開発支援事業 ものづくり体験教室運営事業 ものづくり達人顕彰事業 中小企業共同研究開発助成事業 中小企業技術開発支援システム運営事業 産官学連携新産業創造事業	ものづくり支援センター機能強化事業 ものづくり総合支援事業 ものづくり事業化アシスト事業 中小企業新技術・新製品創出支援事業
経営支援	インキュベーションマネジメント機能促進事業 産業情報データバンク事業 ベンチャー育成支援事業 海外ビジネス交流支援事業 地域産業実態調査事業 事業所景況等調査事業 産業レーダー発行事業 共同受注組織化支援事業 国際標準化機構規格認証取得支援事業 事業者とのネットワーク事業	インキュベーションマネジメント機能促進事業 特許権取得サポート事業 産業情報データバンク事業 ベンチャー育成支援事業 事業所景況等調査事業 元気企業マーケティング戦略構築支援事業 リレーションシップ構築事業
人材育成	ものづくり基盤技術人材育成事業 ものづくり達人顕彰事業 IT人材育成事業 産業功労者等表彰事業	ものづくり基盤技術人材育成事業 ものづくり達人顕彰事業 産業功労者等表彰事業 経営人材育成事業

注1：◎印が2003年以降の企業立地促進施策。

注2：金融支援施策は、融資メニューが多数あるため削除している。

出所：筆者作成

業誘致条例を1953年に制定（1968年廃止）し、大規模な工場を呼び込んだ実績がある³¹⁾。しかし、高度経済成長期を経て、バブル経済崩壊後、各企業の主力工場として活動していた工場の規模の収縮あるいは東アジア地域への転出などにより、遊休地や低未利用地が続出し出した。このことから、その善後策として、対外的にも尼崎市の産業振興に向けた積極的な姿勢を示す必要性から、財政状況が厳しいなか、2004年10月に立地企業への税の軽減を内容とした尼

崎市企業立地促進条例を制定した。これは、工場の新規立地、既存工場の増設・建替による産業の活性化、さらには工場の市外移転を防止するための施策を具現化することにより、「雇用の創出」、「税源の涵養」、「地域経済の活性化」、などにつなげることを目的とした条例である。

尼崎市企業立地促進条例（以下、企業立地条例とする）に基づく優遇制度の具体的内容は、立地企業に対する家屋および償却資産にかかる固定資産税（家屋・償却資産）・都市計画税

(家屋)・事業所税(資産割)の2分の1を軽減するものである。一般事業については、支援期間は3年間であるが、とくに先端性の高い事業と認められた場合には5年間となっている³²⁾。企業立地に対する優遇制度の内容は、投資規模や雇用人数の条件を定め、最高額までの範囲で投資額の一定割合を支給するものから、対象の業種や地域を限定し、土地・家屋などにかかる固定資産税などを軽減あるいは固定資産税相当額の助成など支援内容や対象要件などもさまざまなかたちがある(梅村[2008b] p.34)。尼崎市では、企業立地促進条例の制度の方向性として、尼崎市にふさわしい新規産業の導入や既存工業の事業拡大を図り、尼崎市の産業構造を技術集約、知識集約的な事業活動へ転換させ、より付加価値の高いものづくりのまちを目指している(梅村[2005] p.5)ことから、事業内容の「先端性の有無」により支援年限を決定している。このことから、大規模工場だけでなく地域経済の基盤である中小企業の存続・発展も重視したものとなっている³³⁾。

企業立地条例の実績としては、2009年3月31日現在、松下プラズマディスプレイ株式会社(現パナソニックプラズマディスプレイ株式会社)尼崎工場の誘致をはじめとして優遇制度の認定企業は56件(大企業14件、中小企業39件)を数え、順調に施策効果をあげている³⁴⁾。企業立地条例制定時の予定立地件数は年10件程度であったことから、想定効果を遥かに凌ぐ結果になっていると言えよう³⁵⁾。2006年度の工場立地件数の第1位が兵庫県となるなど、尼崎市はその躍進の原動力となった地域の1つになっている。制定当時、都市部の自治体としては、尼崎の取組は大変思い切った内容であったが、尼崎市と同様、あるいはそれ以上となる施策内容を近隣自治体において実施したりまた検討したりする動きが出てきている³⁶⁾。

(2) 企業立地促進体制の整備と企業・行政の信頼関係

自治体の企業立地活動にとって、最も大切な

ことは、実際の企業との接触・交渉であろう。その際、尼崎市における新規企業への訪問は、単に誘致を目的としたものではなく、尼崎市のものづくり力や立地優位性のPRにも努めている。また、産業集積地として育ててきた既存企業へは、製造内容や操業上の課題などをインタビューし、増設・建替などの相談・誘導を図っている。そして、こうした活動を補完するために、さまざまな施策が実施されている。

まず、シティセールスとして、2004年より東京や名古屋などの産業関連の大規模フェアに市として出展し、地元企業とも連携して尼崎市のものづくりのアピールのために「産業のまち『あまがさき』キャンペーン事業」を展開している。

次に、企業立地担当の職員だけでは多くの企業を訪問するには、大変な労力と時間がかかることから、専門職として2005年より立地相談に迅速かつ的確に対応するため、企業とのネットワーク活動や企業内活動を通じた経験と専門知識を持つ人材(「企業立地推進員」)を活用した「企業立地アドバイザー事業」を実施し、市内外企業を訪問し、企業の動向把握や尼崎市のPRに努めている³⁷⁾。さらに、2006年からは訪問した企業への立地要望に的確に応えるため、不足する工場用地を確保し、市内に立地意向のある企業に的確な工場適地を紹介するため、土地調査のノウハウを持つ人材(「工場情報等開拓推進員」)を活用した「工場用地等情報開拓推進事業」を実施し、迅速な情報提供などの対応を行っている。

また、工場用地を探している企業と物件情報を把握する不動産業者などとのマッチングを図るため、2007年から「企業立地マッチング支援事業」として公募により広く不動産関係者に周知したうえで、尼崎市の企業立地活動に協力する不動産業者を工場用地など情報提供者として登録し、連携した情報収集・提供を展開している。

以上のように、尼崎市では、新たな企業立地施策に取り組むことにより、立地相談企業に対し

表 8 尼崎市の企業立地促進施策

実施年度	事業名
2004年	企業立地促進条例運営事業（優遇制度）
2004年	産業のまち「あまがさき」キャンペーン事業
2005年	企業立地アドバイザー事業
2006年	工場用地等情報開拓推進事業
2007年	企業立地マッチング支援事業
2008年	企業立地促進法基本計画運営事業

て細やかに対応している。以上の施策の展開をまとめたものが表8である。

次に、企業と自治体との信頼関係であるが、1960年代初頭からの公害問題により、これまで大阪湾沿岸の工場地帯を指して「煙の都」として自負し、生産力の強みを「誇り」としていた尼崎市をはじめとした自治体が（山本 [1987] p.273）、企業優先から住民優先に転じ、環境施策を前面にして展開した。このことから、企業と自治体との関係は、非常に冷え切ったものであった。つまり、低成長期の初期に見られたように産業優先・成長至上主義への批判と公害・環境問題の深刻化の背景に、本来、住民と企業と行政とが三位一体となって地域経済の振興に取り組むべきであったにもかかわらず、前述したように三者間の不協和音・対立が生じることとなり、地域づくりに支障をきたすことになっていた現状があった。

こうした企業と行政の関係は、2003年時点においても、行政への不信感を表す企業は多数にのぼっていた³⁸⁾。その後、行政が企業側の味方であり、サポートする役割を担っていることへの理解を促すため、市内製造事業所のほぼすべてを訪問し、訪問事業所の現況、課題、問題点あるいは要望などを聞き取る、いわゆる「自治体の御用聞き」を実施し、企業と行政の信頼回復に努めてきた。

3. 産業集積地域と基盤整備

(1) 工業系用途地域の比較

産業集積地域としてのポテンシャルを考察するため、近隣の工業都市を比較対象のため抽出し、市街化区域における工業系地域の割合を示したものが表9である。工業専用地域および工業地域のみを対象とした場合、尼崎市の面積割合は、27.1%と近隣都市のなかでは、最も高い数字を示している³⁹⁾。この要因としては、狭い市域ながら、臨海部およびJR宝塚線沿いに戦前より国内大手企業の大規模工場が操業していたこと、およびそれらを取り巻くように多数の中小企業が立地していたため、広範囲な工業地が形成されたからであろう。

また、工業都市として発展してきた尼崎市においての住工混在問題は、まちづくりにおいての最重要課題の1つとして認識され、早くから都市計画部門の協力を得て、住工が共存できる都市環境の形成に向けた施策が展開された。このことが、現在の産業集積地域の保全につながったと言えよう（関・立見 [2008]）。

(2) 土地利用の方向性

関西を代表する産業集積地域である尼崎市の最大の利点は、交通至便な都市部に立地していることであろう。その立地優位性を保つため、2000年尼崎市第2次基本計画では、その基本方針において、「ものづくり基盤の整備」を掲げた。施策の方向性として、①活発な生産活動を支援するため、良好な操業環境の確保に努め

表9 工業系用途地域の割合 (単位: ha)

	市街化区域の合計	工業専用地域	工業地域	工業専用・工業地域の合計
尼崎市	4,621	693	561	1,254 (27.1%)
堺市	10,928	1,938	313	2,251 (20.5%)
大阪市	21,145	2,016	904	2,920 (13.8%)
京都市	14,987	68	1,321	1,389 (13.8%)
東大阪市	4,981	18	369	387 (7.7%)

注1: 工業専用・工業地域の合計の中の括弧の数値は、市街化区域に占める工業専用・工業地域の割合である。

注2: 表中の数値は、2008年4月末現在のものである。

出所: 各自治体の各ホームページを参照し、筆者作成。

る。②工業系用途地域では、住宅の立地抑制や実態にそぐわない規制の見直しを求めるなど、ものづくりを阻害しない環境の創出に努めるとするなど、産業振興に適した土地利用を進めようとしている。

また、1997年制定の尼崎市都市計画マスタープランでは、内陸部工業地は、既存工業の高度化、環境改善、研究開発機能の導入などにより、産業構造の都市型化と安全で快適な工業地を形成するとともに、住環境に配慮したまちづくりを進めるものとしている。

こうした方向性に基づき、工業地の操業環境の保全に向けて、尼崎市独自の施策や都市計画的手法の検討などがなされてきたが、2007年4月に長期にわたる検討期間を経て、「尼崎市内陸部工業地の土地利用誘導指針」(以下、誘導指針という)の運用を開始した。誘導指針の目的は、工業地域および準工業地域内における土地利用の誘導方向と方途を定め、具体的な都市計画を定める際の基本的な考えを提示することにある。そして、最終的には、誘導指針のもと、地域住民や企業などの関係者の理解を得ながら、用途地域制度やその補完的制度である特別用途地区や地区計画制度の導入を図ることとしている。

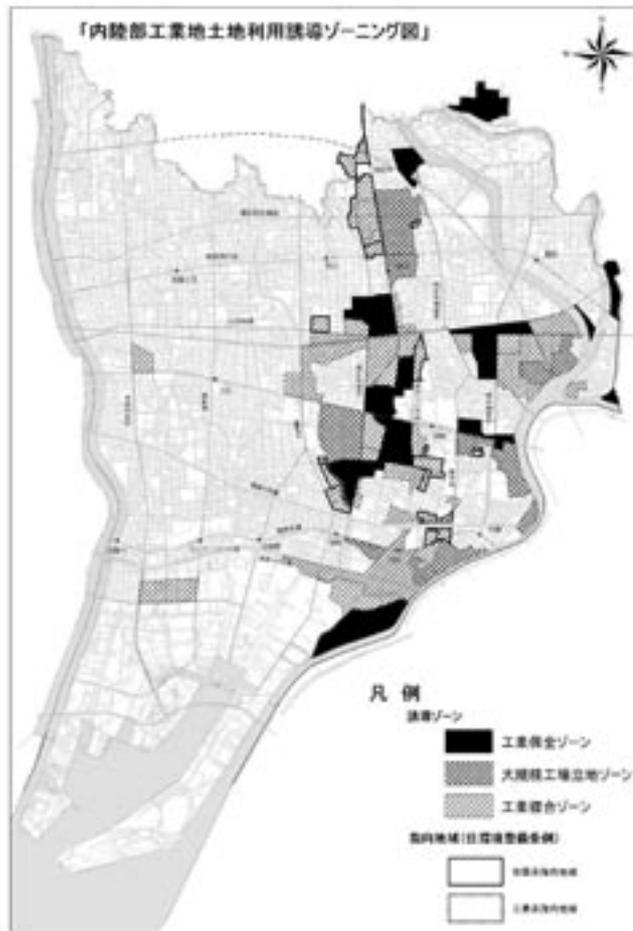
次に、誘導指針の内容としては、工業地域・準工業地域のほかに、幹線道路や鉄道などで囲まれた一定の区域に細区分し、各地区における

土地利用の状況や動向をもとに、「工場が集積し、今後とも工業地として保全する地区(工業保全ゾーン)」と「工業保全ゾーンの中でも広大な敷地を有する工場およびそれらが一団になった地区(大規模工場立地ゾーン)」ならびに「工業地と住宅地などが混在し、今後、共存または分離を目指す地区(工業複合ゾーン)」の3つに区分し、それぞれのゾーンの方向性に基づいて土地利用の誘導を行っていく考えである(尼崎市[2007])。

(3) 住宅の抑制—尼崎市住環境整備条例—

尼崎市の土地利用において、事業所からの住宅地への転換が多いことから、その防止策として、1984年に施行した尼崎市住環境整備条例を抛り所として、工業地域内では「住宅を建築する場合、敷地の周囲に幅員6m以上の(緩衝)緑地を配置し、かつ敷地の25%以上の緑地を確保すること」と開発基準において定めた⁴⁰⁾。この基準では、25%の緑地は建築基準法上の敷地と見なさず、例えば容積率200%の場合は実質容積率が150%となるなど、開発事業者側からは大変厳しい規制であるとの声もあるが、工業地域内での住宅建設の大きな抑止力となっている(梅村[2009] p.4)。また、マンションや大型商業施設への転用を防ぐため、地区計画や特別用途地区などの都市計画的手法の適用についても、地域住民や企業への積極的な働きかけを

図2 尼崎市内陸部工業地の土地利用誘導指針



出所：尼崎市 [2007]

行っている⁴¹⁾。

(4) 大規模商業施設の規制

一 尼崎市商業立地ガイドライン

次に、全国的に、広い工場跡地などに大規模商業施設が立地し、既存工場の操業環境の悪化や地域の商店街への大きな影響、交通渋滞などのさまざまな問題がクローズアップされている。尼崎市においても、そうした経験を経て、先行都市の事例を調査するなかで⁴²⁾、都市構造に影響を与える恐れのある無秩序な商業開発を抑制し、尼崎市の地域特性を最大限生かすために、「住は住、工は工、商は商」と本来の用途

地区に合わせた誘導すべきゾーニングとして、企業立地促進とまちづくりの観点から、良好な都市環境の形成を目指して、2004年4月「尼崎市商業立地ガイドライン」を施行した(梅村 [2007] p.26)。

ガイドラインでは、市内を8つのゾーンに区分し、まちづくりおよび商業機能の方向性、ならびに大型店の誘導・規制の指針を示した。基本的には、都市計画法の用途地域の制限規定を適用しながら、都市計画法の用途地域上、商業立地の規制がない工業地域、準工業地域や住居系の用途地域を中心に店舗面積の上限を設定している。とくに重点地域である工業系のゾーン

には高いレベルの立地規制が設定されており、開発基準同様に大変厳しい施策であるといわれているが、2009年3月31日現在までガイドラインを遵守しなかった事例はない。

具体的には、策定中であった誘導指針との整合性を鑑みながら、工業系地域について、住宅の混在率などの土地利用の現況や工場の操業状況などから、次の4つの土地利用の誘導パターンを示している。複数の中規模工場を中心として将来にわたって工業地としての操業環境保全を図る「工業保全ゾーン」、工場と住宅の双方が快適な操業環境・住環境を守れるよう共存を図る「住工共存ゾーン」、駅前の立地特性を活かし、利便性の高い商業集積を図る「駅周辺商業・業務ゾーン」、操業環境の保全を基本とし、工業への特化を図る「大規模工場立地ゾーン」として分類している⁴³⁾。

IV. 産業振興施策の展望と課題 —結びに代えて—

本稿は、地方自治体における独自の産業振興施策の展開を検討することにより、産業振興及び中小企業振興、とりわけ中小ものづくり企業に対して、地方自治体がいかなる役割を果たしているのかを検討することを目的としていた。対象地域は、関西屈指の工業都市かつものづくり集積地域である尼崎市であり、尼崎市の戦後の産業振興施策ないし中小企業振興施策の具体的展開を、総合計画のなかでの産業振興施策の位置づけを踏まえたうえで、とくに企業立地促進施策の展開を中心に検討してきた。

本文でも述べているように、尼崎市では、産業部門にかんする予算比率および職員数が1995年以降減少傾向にあるものの、全国と比べても著しい産業集積「縮小」の傾向を食い止めるべく、2000年には基本計画の中にもものづくり支援を中核に据え、さらに2003年以降には企業立地促進施策の具体的展開を図った。この一連の施策の展開により、松下プラズマディスプレイ株式会社（現パナソニックプラズマディスプレイ

株式会社）を始めとする工場の新規立地や、市内の中小ものづくり企業を始めとする既存工場の増設・建替などが行われた。尼崎市では、その立地の利便性を活かし、魅力ある事業を展開している中小ものづくり企業が多く集積している（関 [2009]）。大企業もそうであるが、とりわけ中小ものづくり企業にとって、今後も当該地域において存立維持・発展していくためには、当該地域において長期的に存立可能な良好な操業環境を整備する必要がある。尼崎市では、市独自の産業振興及び中小企業振興施策としての企業立地促進施策の具体的展開により、中小ものづくり企業の操業環境を整備し、工業都市かつものづくり集積地域としての活力を再生し、地域経済の活性化を目指しているのである。

しかしながら、一方で、こうした企業立地促進施策の進展と地域経済活性化への波及効果や補助金などのあり方について疑問符を投げかける声も出始めている。企業立地促進施策の課題の大きな論点としては、①企業誘致施策の重点化と②立地企業への過剰な補助金支出があげられよう。企業誘致施策の重点化に対する課題については、岡田知弘が企業誘致の盲点を指摘している。1つは、大規模工場であっても、それらはいわゆる本社の分工場であるため、雇用創出を含めた地域経済効果は限られている。またもう1つは、企業がグローバルに立地展開する時代において、企業間の技術開発競争の激化により、事業所の立地と閉鎖、撤退のサイクルが短縮化しているといった指摘である⁴⁴⁾。そして、そうした課題を持つ企業は、地域の未来を託す企業になりうるのかといった視点から、地域資源を生かした地域資本を意識的に形成あるいは育成していく方が、確実かつ効果的であろうと示唆している（岡田 [2005] pp108-130）。この点については、内閣府『地域の経済2005』においても「工場誘致は、野球で言えば、外国人選手を4番に据えるようなものであり、上手く地域に根ざせば、またとない力になるが、撤退してしまえば元も子もない。自地域に根ざした

産業がリーディング産業になることが重要である」と指摘している (p.14)。また、尼崎市に関連した意見として、日本銀行神戸支店の「兵庫県における企業立地動向 (2007年11月発表)」では、「兵庫県内の企業立地が活発化し、雇用創出効果や地元企業との今後の取引拡大を期待する一方、企業立地の増加による雇用などへの波及効果そのものは限定的」と言及している⁴⁵⁾。これらの諸課題を踏まえた企業立地促進施策のあり方としては、岡田や内閣府などが指摘するように、地域住民、地域企業、経済団体との連携・協議による地域主導の主体性をもった施策の形成が求められるだろう。

本稿では、尼崎市の産業振興及び中小企業振興施策の具体的展開を企業立地促進条例を中心にみてきた。企業立地促進施策には、上述のような課題もあることから、尼崎市においては、とくに地域経済への波及効果について、市民・議会への説明責任や厳しい自治体財政事情などを考慮し、操業環境の整備を進め、新規立地に加えて、市内の中小ものづくり企業を始めとする既存工場の増設・建替なども含めた施策展開に取組みつつある。その取組は進行中であり今後もその動向に着目しなければならないが、一連の施策は、現在の尼崎市内における中小企業を中心としたものづくり企業の活性化をもたらしてきたという一定の役割を果たしてきたことと評することができよう。日本全国のものづくり集積地域における他都市の地方自治体が、尼崎市の事例を参考にしながら、中小ものづくり企業の操業環境をいっそう整備し、中小ものづくり企業の活性化を核とした地域経済の振興を実現していくことが期待される。

注

* 本稿の執筆分担は、第Ⅰ節 (関・梅村)、第Ⅱ節 (梅村)、第Ⅲ節 (梅村)、第Ⅳ節 (関・梅村) である。なお本稿全体の用語の統一や調整は関が行った。

†) 阪南大学経営情報学部准教授

††) 尼崎市企画財政局都市政策課課長 (2009年3

月末まで産業経済局産業振興課課長)

- 1) 1999年の中小企業政策審議会答申によると、民間能力の活用として、政策の実施にあたっては、民間に委ねるべきは民間に委ね、できる限り市場原理を活用するかたちで実施することが重要であるとしている。次に、地方自治体の役割としては、地方分権を踏まえ、地域活力の源泉たる中小企業の振興を図るための施策を、地域の実情を踏まえ策定し実施すべき行政主体との認識の下に、適切な役割分担を図っていくべきとしている。つまり地域の特性に応じて、地域中小企業の振興の全体計画の策定、国の施策メニューの選択と独自施策の追加、地域の支援体制の構築・整備などを創意工夫しながら進めていくべきとしているのである。
- 2) 詳しくは、瓜田 [2007]、山濱 [2009] を参照のこと。昨今、日本全国で中小企業振興基本条例を制定する動きが進んでいる。なかでも大阪府八尾市は、全国でも先駆けであり、しかも大阪府下では初となる産業活性化・中小企業振興基本条例を制定した。また、条例制定以降においても、産業集積・中小企業の活性化を目標としたさまざまな支援施策を展開している (植田 [2005]、関 [2008])。中小企業振興にかかる基本条例は早急に全国の地方自治体に制定されるべきではある。しかし、基本条例の制定が目的になり、本来的な産業振興・中小企業振興の本来的な達成が軽視される懸念がある。条例を制定すると何がどのように変わるのか、とくに中小企業振興基本条例の場合、当該地域の中小企業にとってどのようなメリットがあるかなどの諸点について慎重に検討していかなければならない (関 [2008])。
- 3) 尼崎市都市政策課が実施したネットモニターアンケート調査結果によると、尼崎市の都市イメージに対するアンケート結果として、①工業都市35%、②住宅都市14%、③どちらでもないが44%となっている。同アンケート調査は、2009年2月18日～2月28日にわたって実施され、回答率81% (112名/138名) であった。(http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/dbps_data/

- _material_/localhost/sosiki/005/anketosaishuu0330.pdf)
- 4) 尼崎市工業ないし魅力ある中小ものづくりの概要については、関 [2009] を参照のこと。
 - 5) 1948年に兵庫県信用保証協会が設立された。しかし、この信用保証制度を活用した資金調達は困難という理由で、利用者である中小企業者の多くから不満が出た。そこで尼崎市は、信用保証協会とは別枠で尼崎信用組合（現在の尼崎信用金庫）と尼崎市との間に尼崎市中小企業融資保証契約を結び、融資枠の拡大を図った。
 - 6) 詳しくは、尼崎市中小企業融資あっせん制度のホームページ (http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/yusi_josei/068yuusi.html) を参照のこと（2009年4月閲覧）。なお、尼崎市中小企業資金融資条例に基づく融資メニューは、信用保証協会の保証に基づき貸付が行われることから、一般的に借りやすい条件となっている。
 - 7) 中小企業融資あっせん制度の2009年度予算は約21億円（預託金）であり、尼崎市の商工費予算に占める割合は約52%にも至り、現在も基本施策であると考えてよいであろう。
 - 8) 1957年度版の『工業統計（産業版）』によると、全国的にも事業所数や製造品出荷額等の大幅な増加傾向を示している。詳しくは、<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/archives/index.html> を参照のこと（2009年5月閲覧）。
 - 9) 1945年に労働組合に対する事業主団体として発足した団体であり、1948年尼崎工業経営者協会（1961年に尼崎経営者協会に名称改称）と改称し、日本経団連に参画している。主に労使間問題に係る調査研究、人材育成、労働・経営相談などの事業を展開する経済団体である。詳しくは、尼崎経営者協会ホームページ (<http://amakeikyo.jp/profile/index.php>) を参照のこと（2009年4月閲覧）。
 - 10) 「神戸新聞 NEWS」（2008年8月5日）(<http://www.kobe-np.co.jp/news/keizai/0001303155.shtml>) を参照のこと。
 - 11) 本大綱は、現在、尼崎市役所には存在せず、詳細は不明である。
 - 12) 地方公共団体における各種の行政が分化、専門化しつつあるので、議会の内部における事件の審査および事務の調査に万全を期し、議会における審議の自律的能率化を図るため、委員会制度が認められている。常任委員会では、その部門に属する事務に関する調査を行い、議案・陳情などを審査する。鈴木・中川・橋本 [1994] pp.73-74.
 - 13) 後の1981年度において、中小企業総合センターを（仮称）中小企業センターとし、中小企業が地域経済の担い手として、着実にその地歩を築いていくためには、企業の自主的な経営努力の積み重ねが必要であり、その一環として企業活動を支えるための基盤整備として、中小企業センターの早期建設が望まれていると記されている（尼崎市 [1981]）。
 - 14) 財団法人尼崎市産業振興協会は、「尼崎市における産業の振興を図り、もって地域社会における経済の発展に寄与すること」を目的に設立され、中小企業センター（1982年竣工）を拠点として、技術開発支援、情報発信などの事業を展開し、2003年には財団法人あまがさき未来協会と統合し、財団法人尼崎地域・産業活性化機構に名称変更している。
 - 15) 尼崎リサーチ・コア事業計画の一環として計画された。尼崎リサーチ・コア事業計画は、産業構造を都市型へ転換する支援機能拠点として、開放型試験研究、人材育成、交流、研究開発企業の育成といった機能をもつ施設整備事業として計画され（尼崎市 [1994] p.145）、現在では近畿高エネルギー加工技術研究所、尼崎リサーチ・インキュベーションセンター、環境学園専門学校（旧校名：日本分析化学専門学校兵庫校）が設立されている。また、1988年に制定された「再開発地区計画制度」の全国初の認定を受け、本来なら工業専用地域のため、こうした事業が成り立たないところであるが、認定を受けた結果、用途地域を変更せずに用途や容積率緩和がなされ、整備することができた（兼村 [2001] p.113）。
 - 16) 当時、日本においては IT 化が始まった時代であ

- り、将来深刻なプログラマー不足が起きることを懸念して、国が立案した政策の1つである。この後、尼崎市はこの地域ソフトウェアセンターを独自の将来予測や経済界の動向などを踏まえ、この事業を断念することとなった。
- 17) この事業は、企業の市場開拓や販路拡張に資するため、市内の事業所の訪問調査を行い、技術・製品等の情報を発信するものである。
- 18) 『神戸新聞』2002年11月19日24面
- 19) 尼崎市総合基本計画と尼崎産業の長期振興ビジョンの振興策を計画的に実現していくための産業分野における部門別計画として、①産業振興中期計画（1984～1988）②産業振興第2次中期計画（1989～1993）③産業振興中期計画（1995～2001）が策定された。産業振興中期計画では、尼崎市総合基本計画における産業振興施策を基本的な枠組みとするとともに、将来像の実現に向けた基本戦略を視点として、長期的展望から産業振興施策の方向性を示し、施策を計上している。
- 20) 筆者の一人である梅村が、2002年10月に兵庫県下の自治体（市）に電話調査をした結果である。また、神戸市の産業振興にかかる計画は、策定時期が尼崎市よりも早く1960年に策定され、その後コンスタントに改正されている。とくに阪神・淡路大震災以降、「経済復興」を柱に、1995年、1997年、2001年、2007年と精力的に策定されている（筆者の一人である梅村が、神戸市産業振興局工業課係長の長村 博氏に対して、2009年4月30日（金）18：00～18：20に実施した聞き取り調査に基づく）。
- 21) 都市型工業とは、①加工・組立機能などの比重が高い高付加価値化業種であること、②都市の機能集積に依存しつつ、高度かつ多様なニーズに即応しようという市場志向性を発揮できる工業であること、③雇用吸収力が高く、とくに知識、技能など専門労働力を吸収し、質の高い生産活動を営む工業であること、④大都市圏地域における市民生活と望ましい調和を図りうる工業であること、を意味する（尼崎市 [1981] p.60）。
- 22) 新ビジョンでは、産業と人口の過度の集中を防ぐという工場等制限法の本来の趣旨は、少なくとも尼崎市においては達成したとして、抜本的見直しを指摘している。
- 23) 1992年に尼崎市が実施した事業所アンケートでは、尼崎市内で企業活動をすることに對するプラス評価の割合は18.5%にしか至らなかった。
- 24) 1992年尼崎市が実施した事業所アンケートでは、約45%の事業所に移転意思がなく、移転した場合も半数が移転先を尼崎市内としている。また、約40%の事業所が現在の事業を拡大する以降を持っている。
- 25) 経済危機対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議 (http://www5.cao.go.jp/keizai_1/2009/0410honbun.pdf) を参照（2009年4月閲覧）。
- 26) 都市課題の認識としては、製造業を中心に発展してきた産業都市であり、都市活力を維持するうえで、ものづくりを中心に多様な産業集積を生かした地域産業活力の創出を図ることが必要であると記している（尼崎市 [2000] p.43）。
- 27) 詳細なデータは割愛しているが、尼崎市の場合、人口動向と製造業従業者数がほぼ同じ傾向であることは興味深く、「職住近接」の都市であったことが伺える。
- 28) 企業立地の促進は、2000年尼崎市第二次基本計画における戦略プランにおいて位置づけられている。
- 29) 詳しくは、尼崎市のホームページ「尼崎市の台所事情」http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_zaisei/daidokoro/006daidokoro_1.html を参照のこと（2009年5月閲覧）。
- 30) 尼崎市においては、工場団地や工場アパートの建設費は特別会計に計上されていたことから、一般会計における商工費の予算額だけで議論するのは、正しい評価とはいえないかもしれない。また、自治体の予算や職員数の比較については、梅村 [2008a] を参照のこと。
- 31) 尼崎市企業誘致条例の適用件数は20件で、投資総額110億円であった。詳しくは、尼崎市議会事務局 [1971] p.527を参照のこと。

- 32) この条例は、2004年10月から2010年3月までの期限付条例である。
- 33) 詳しくは、尼崎市のホームページ「市税の優遇制度（尼崎市企業立地促進制度）」http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kigyou/sinsetu/069flow_new.htmlを参照のこと（2009年7月閲覧）。
- 34) 優遇制度の認定企業数が、大企業より中小企業が約3倍の利用になっており、中小企業振興に一定の効果を表したものと考えている（筆者の一人である梅村が、尼崎市産業立地課課長の岸本浩明氏に対して、2009年5月7日（木）18:00～18:30に実施した聞き取り調査に基づく）。
- 35) パナソニックプラズマディスプレイ株式会社尼崎工場に隣接した兵庫県・尼崎市の分譲工業団地である「尼崎臨海区」産業の育成・支援拠点（8ha）も2009年6月末現在、2区画を残しほぼ完売状態であり、市内間移転企業もあるが、尼崎市外より優れた技術を持った企業20社が集積している（http://web.pref.hyogo.jp/ea06/ea06_000000010.html#h03）（2009年7月閲覧）。また、尼崎市内からの撤退を既に決定事項としていた企業が、尼崎市の立地優位性を再考し、方向転換したケースも出てきているという現状がある。
- 36) 関西地区における企業誘致の優遇制度としてとくに突出しているのは、市町村単位でいえば、①大阪府堺市（2005年条例制定）投下固定資産額600億円以上の場合、家屋・償却資産にかかる固定資産税、都市計画税、事業所税を10年間、5分の4の軽減（不均一課税）、②大阪府岸和田市（2006年条例改正）土地取得の場合、土地・家屋・償却資産の固定資産税相当額を10年間全額助成（補助金）などがある。大阪府堺市や三重県亀山市の優遇制度では投資額（投下固定資産総額）で奨励措置の補助限度額の区別をしている。この点について、詳しくは、大阪自治体問題研究所・堺市企業立地とまちづくり研究会[2008] pp.23-26を参照のこと。
- 37) 年間の市内外企業の訪問社数は約700社である（2005年度実績）。
- 38) 筆者の一人である梅村が、産業立地課職員として尼崎市内の企業訪問を実施した際の調査に基づく。
- 39) ものづくりのポテンシャルを保つため、工業系用途地域は、近隣の住宅等の状況を鑑みながらではあるが、是非とも保全していかなければならないと考えている。
- 40) 工業系地域内において、一部除外地域がある。
- 41) 住工混在問題に取り組む自治体事例については、関・立見[2008]を参照のこと。
- 42) 先行事例としては、京都市の商業ガイドライン（2000年制定）や、金沢市の商業環境形成方針（2002年制定）などがある。
- 43) 制定時期は異なるが、「尼崎市内陸部工業地の土地利用誘導指針」との整合は図られている。
- 44) 例えば、パナソニックプラズマディスプレイ(株)は薄型テレビの製造に関して、2004年4月稼働の国内2番目の工場である大阪府茨木市の第2工場を2008年12月を目処に生産終了し、開発拠点としてリニューアルすることになっている（パナソニック株式会社プレスリリース、2009年11月19日発表）。
- 45) 詳しくは、<http://www3.boj.or.jp/kobe/omiyage1910.pdf>を参照のこと（2009年7月閲覧）。

参考文献（アルファベット順）

- 尼崎市 [1950] 『尼崎市産業要覧』。
- 尼崎市 [1981] 『尼崎産業の長期振興ビジョン』。
- 尼崎市 [1996] 『尼崎市地域史辞典』。
- 尼崎市 [2000] 『尼崎市第2次基本計画』。
- 尼崎市 [2001] 『業務系機能等立地促進調査報告書』。
- 尼崎市 [2007] 『尼崎市内陸部工業地の土地利用誘導指針』。（http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/dbps_data/_material_/localhost/sosiki/074/procedure/totiriyousisinn2.pdf）。
- 尼崎市議会 [1969] 『民生経済常任委員会資料・主要事務事業』。
- 尼崎市議会事務局 [1971] 『尼崎市議会史・記述編』。
- 中小企業庁 [2000] 『新中小企業基本法』 同友館。
- 兼村智也 [2001] 「インキュベータの展開」 関 満

- 博・三谷陽三編『地域産業支援施設の新時代』新評論, pp.110-143.
- 経済危機対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議 [2009]『経済危機対策』(http://www5.cao.go.jp/keizai1/2009/0410honbun.pdf).
- 小西唯雄・土井教之 [1987]「尼崎市産業構造の変化と地域産業政策」増谷裕久編『阪神間産業構造の研究』法律文化社, pp.311-332.
- 松本健司 [1979]「工場誘致条例と工業再配置促進法」尼崎市政調査会『市研尼崎』第22号, pp.114-126.
- 大阪自治体問題研究所・堺市企業立地とまちづくり研究会 [2008]『地方自治体と企業誘致—大阪・堺市のシャープ誘致にみる問題点の分析と提言—』せせらぎ出版.
- 岡田知弘 [2005]『地域づくりの経済学入門』自治体研究社.
- 関 智宏 [2004]「事業創造とベンチャー経営・支援—神戸市内のベンチャー企業の調査から—」兵庫県立大学大学院研究会『星陵台論集』第37巻第2号, pp.93-111.
- 関 智宏 [2008]「都市における産業集積と中小企業—大阪府八尾地域における中小製造業の関係性構築と経営基盤強化—」中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター『企業環境研究年報』第13号, pp.123-140.
- SEKI, Tomohiro [2008] “What are the SME Policies and Measures in Japan? : the Outline of SME Promotion Policies in Japan” 阪南大学学会『阪南論集(社会科学編)』第44巻第1号, pp.173-190.
- 関 智宏 [2009]「尼崎市における中小ものづくり企業の実態」(仮題) mimeo.
- 関 智宏・立見淳哉 [2008]「住工混在問題と産業集積—大都市自治体における先駆的取組の事例分析を中心に—」阪南大学学会『阪南論集(社会科学編)』第44巻第1号, pp.19-35.
- 鈴木正明・中川浩明・橋本 昌 [1994]『図解 地方自治法』良書普及会.
- 植田浩史 [2005]「地方自治体と中小企業振興—八尾市における中小企業地域経済振興条例と振興策の展開—」中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター『企業環境研究年報』第10号, pp.53-68.
- 植田浩史 [2007]『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社.
- 梅村 仁 [2005]『尼崎市企業立地促進制度の解説—尼崎市企業立地促進条例の制定と運用—』尼崎市産業経済局.
- 梅村 仁 [2007]「尼崎市における企業立地施策とまちづくり施策の融合」財団法人ひょうご経済研究所『季刊ひょうご経済』第95号, pp.23-29.
- 梅村 仁 [2008a]「企業立地による地域づくり(4)自治体の企業立地政策①—尼崎市における企業立地促進施策の進展」第一法規『自治実務セミナー』第47巻5号, pp.54-58.
- 梅村 仁 [2008b]「企業立地による地域づくり(5)自治体の企業立地政策②—尼崎市企業立地促進条例の制定過程における課題」第一法規『自治実務セミナー』第47巻6号, pp.34-38.
- 梅村 仁 [2009]「土地利用の適正化に向けた都市政策に関する研究—尼崎市を事例として—」日本地域政策学会『日本地域政策研究』第7号, pp.1-8.
- 瓜田 靖 [2007]「2007年に制定された中小企業振興基本条例」中小企業家同友会全国協議会 企業環境研究センター『企業環境研究年報』第12号, pp.95-113.
- 山濱光一 [2009]「各地の中小企業振興基本条例(2009年8月5日現在)」大阪府中小企業家同友会条例ワーキンググループ検討資料.
- 山本栄一 [1987]「尼崎市における産業公害と公的補償問題」増谷裕久編『阪神間産業構造の研究』法律文化社, pp.273-309.

(2009年9月2日掲載決定)